

発議第3号

LGBT理解増進法の適切な運用を求める意見書案

LGBT理解増進法の適切な運用を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官宛て提出するものとする。

令和5年9月29日提出

提出者 和歌山市議会議員

中村元彦

藪浩昭

尾崎方哉

山野麻衣子

## LGBT理解増進法の適切な運用を求める意見書案

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が令和5年（2023年）6月23日に施行された。

同法は、同年6月9日、衆議院内閣委員会で審査入りし、13日の衆議院本会議、16日の参議院本会議で可決し成立に至っているが、性犯罪の増加などによる女性の権利侵害、スポーツ界におけるジェンダー問題、そしてアイデンティティの確立していない子供の発達への影響など、諸外国が直面してきた社会的混乱が日本でも生じるのではないかという懸念の声が上がっている。

また、世界的には差別禁止を定めた規範が逆に女性の立場を傷つけるなど、様々な問題や混乱が生じており、米国などでは見直しへと方向転換する動きも見られる。

これらの状況からも、大きな価値観の転換につながる理念法を制定し、国民に理解を求めるのであれば、女性の権利侵害などの懸念、危惧に応える必要がある。

よって、本市議会は政府に対し、法の理念に沿った適切な運用が図られるよう求めるとともに、国会には、その監視機能を十分発揮されることを、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。